

# 国際教養大学役員の兼職に関する規程

平成 29 年 3 月 9 日  
大学経営会議決定  
規程第 112 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）の役員（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）の兼職に関し必要な事項を定めるものとする。

(営利を目的とする団体の役員等との兼職禁止)

第 2 条 役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することができない。

2 役員のうち理事長又は監事が、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事しようとするときは、あらかじめ営利企業等兼職承認申請に係る申出書（別紙様式。以下「申出書」という。）を大学経営会議に提出し、その意見を聴取した上で、秋田県知事に承認申請を行うものとする。

3 役員のうち理事が、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事しようとするときは、あらかじめ申出書を大学経営会議に提出し、その意見を聴取した上で、営利企業等兼職承認申請書（別紙様式）により、理事長に承認申請を行うものとする。

(承認の基準)

第 3 条 理事長は、前条第 3 項の承認申請に係る兼職が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認める場合に限り、当該承認をするものとする。

一 役員としての職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 役員の前職と兼職先との間に特別の利害関係がなく、かつその発生のおそれがないこと。

三 役員が、兼職先との間で、本学の利益に反する行為を行うおそれがないこと。

四 本学の信用を傷つけるおそれがないこと。

(営利を目的とする団体以外の団体の役員への就任)

第 4 条 役員は、営利を目的とする団体以外の団体の役員に就任しようとするときは、あらかじめ、各種団体役員等就任届出書（別紙様式）を大学経営会議に届け出なければならない。なお、役員は、前条各号に掲げる要件に十分留意した上で届け出るものとする。

(知事への報告)

第 5 条 理事長は、第 3 条の規定による承認又は前条の規定による届出があった場合

は、速やかに、秋田県知事にその概要を報告するものとする。

(報告の聴収)

第6条 大学経営会議又は理事長は、必要に応じて、兼職を行っている役員に対して、その状況について報告を求めることができる。

(承認の取消し等)

第7条 理事長は、第3条の規定による承認を受けた者について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取消し、又は当該者に対して必要な改善を求めることができる。

一 第3条に定める基準に適合しなくなった場合

二 前条の規定による報告の求めに応じない場合

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員の兼職に関し必要な事項は、大学経営会議が定める。

附 則

この規程は、平成29年3月9日から施行する。